公 表 第 17 号

地方自治法第242条第1項の規定により、請求人から提出された住民監査請求 についてはこれを却下し、請求人に対して別紙のとおり通知したので公表します。

平成 28 年 11 月 25 日

久留米市監査委員 田 中 俊 博 久留米市監査委員 塙 秀 二 久留米市監査委員 原 口 和 人 久留米市監査委員 藤 林 詠 子 請求人 ******** 様

久留米市監査委員 田 中 俊 博 久留米市監査委員 塙 秀 二 久留米市監査委員 原 口 和 人 久留米市監査委員 藤 林 詠 子

住民監査請求に基づく監査の結果について(通知)

平成28年11月4日付に収受した久留米市職員措置請求書につきましては、これを却下しましたので通知いたします。

(却下の理由) 別紙のとおり

(補足説明)

住民監査請求の結果に対して不服申立てを行うことや、同一の財務会計行為等を 対象として、重ねて住民監査請求を行うことは、制度上認められていません。

住民監査請求の結果等に不服があるときなど所定の場合については地方自治法上、住民訴訟の手続が設けられています。

ただし、その場合においても、様々な訴訟要件等が規定されていますので、 本件請求の場合でも対象となりうるのかどうかなどは、裁判所等に確認されます よう申しそえます。

通知書

1 監査請求書の収受

平成28年11月4日に「久留米市職員措置請求書」が、提出され、同日収受した。

2 請求人

氏名 (****) 久留米市在住

- 3 請求書及びその要旨
 - (1) 表題 「久留米市職員措置請求書」

(注:「篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事の杭工事変更に関する措置請求」)

(2) 請求書の要旨 (注:請求書は長文であるため、その原文を要約・整理して示す。)

「久留米市職員措置請求書」

1「違法・不当な行為」について

篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事における杭工事について、久留米市教育委員会教育部長、学校施設課長は、所定の手続きをせず、口頭レベルで安易に「正当な理由」もなく、また「設計者」もしくは「設計監理者」の承諾のないまま、実施設計図書に記載されている「ハイパーメガ工法」から他の工法への変更を進めている。その変更過程は余りにも稚拙であり強引かつ法令無視である。

主要構造物の計画変更もしくは軽微な変更を行う場合は、それ相当の理由が必要であり、構造の主要部を変更するにあたっては、設計者もしくは設計監理者の承諾が必要であると著作権法や建築士法で定められている。また、当該工事は国の補助金が投入されているが、手続きを完全に無視した対応であるため、補助金適正化法に違反している。

2 「損害」の発生について

杭工事変更について中途半端な形で承認をだす結果となれば、避難場所になりうる体育館に 万が一、不具合が出た場合の責任は誰になるのか。設計変更(杭工事変更)を出した市役所は 誰が責任をとるのか。

3 求める「措置」について

主要構造物の計画変更もしくは軽微な変更を行う場合、それ相当の理由が必要であり、ハイパーメガ工法の価格が問題ということは変更の理由にあたらないため、実施設計図書通りに是正する措置を求める。

今回の原因を招いた教育委員会教育部長、学校施設課長の地方公務員法に基づく厳重な処罰を求める。

地方自治法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

4 監査請求に関する決定について (平成28年11月24日決定)

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下同じ。)第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断されるため、監査の対象とはならない。したがって、適法な請求としては受理できず、却下して監査は実施しないことを監査委員の協議により決定した。

5 決定の理由

住民監査請求制度によって監査を求めるためには、地方自治法第242条の規定に基づき、請求 人及び監査の対象等について定められた要件を全て満たすことが必要である。その対象とされる行 為についての要件は、当該普通地方公共団体の長又は職員について、違法若しくは不当な ①公金の支出 ②財産の取得、管理若しくは処分 ③契約の締結若しくは履行 ④債務その他の義務の負担、又は ⑤公金の賦課若しくは徴収を怠る事実 ⑥財産の管理を怠る事実 (以下「財務会計行為」という。)のいずれかの事実があると認められる場合に限られるものである。住民監査請求において、全ての行政事務をその対象とすることは、結果的に住民監査請求によって広く行政一般の可否を問うことができることとなり、住民監査請求の対象を財務会計行為に限定した地方自治法の趣旨、目的を逸脱することになるため認められていない。

また、請求によって求めうる内容は、①当該財務会計行為を防止し、若しくは是正するために必要な措置 ②当該怠る事実を改めるために必要な措置 ③当該財務会計行為若しくは怠る事実によって当該地方公共団体の被った損害を補てんするために必要な措置を講ずべきこととされている。さらに、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があったとしても、その地方公共団体に財産的損害が発生すると認められる場合でなければ請求することはできない(最高裁判決平成6年9月8日)ものとされている。

住民監査請求は、これらを含む要件を全て満たすことが必要とされる。それはこの制度が、地方公共団体の財務行政の適正な運営の確保を図り、個人の利益ではなく住民全体の利益を保護することをその目的とするものだからである。

本件請求の内容から検討すると、請求人は、篠山小学校校舎・屋内運動場改築工事において、教育部職員が、「正当な理由」もなく、設計者又は設計監理者の承諾も得ないなど、所定の手続をなさずに、杭工事に係る工法と材料の変更のための事務処理を進めようとしている行為とその内容をとらえて、いくつかの法令に違反していると主張している。また、損害の発生については、杭工事に係る工法の変更が行われた場合、屋内運動場に万一不具合が出たらどうするのかと述べているのみである。すなわち、本件請求は、特定の杭工事への工法変更や材料の変更のための具体的な事務処理を対象とするものであり、そうした技術的な事務処理に係る手続は、地方自治法第242条第1項に限定的に列挙されている財務会計行為のいずれにも当てはまるものとは認められない。

このことのみによっても、本件は住民監査請求の対象となりうるものではないが、さらに付け加えると、請求人は、損害については、将来における不具合の発生を、合理的な根拠を示すこともなく、単なる仮定として述べているにすぎない。発生している損害もなく、それを防ぐために求める措置が必要と認めるべき確証もない。

先に述べたとおり、住民監査請求は、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の被る損害に対し、その損害を補てんさせ、又は損害の発生を未然に防止させるために必要な措置を講ずべきことを勧告することを目的としている。

請求人は、是正措置として杭工事の工法と材料の変更をしないことを求めているが、これは本件 請求の対象としている事務処理と同様、財務会計行為ではないし、求めうる措置として法が定める 上記の事項に当てはまると認めることはできない。併せて請求人は、当該行為に関わった職員に対 して、地方公務員法に基づく厳重な処罰も求めているが、法制度上、このことも住民監査請求で求 めることができる措置には該当しないものである。

以上のとおり、本件請求は、対象行為が財務会計行為に該当しないばかりか、損害発生の要件でも、請求人が求める措置においても、住民監査請求に必要な法が定める要件を満たしていない。また、請求の趣旨からすれば、補正を求めて適正な請求となり得るものとも認められない。

さらに、請求人は、地方自治法第252条の43第1項の規定により、監査委員監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めている。このことに対しては、次の理由から認められない。

住民監査請求の特例として定められている個別外部監査契約に基づく監査については、制度の仕組みから、住民監査請求としての要件を満たしていることが前提となるものである。つまり、住民監査請求として受理できるものであることを要件審査によって認められた上で、さらに、外部の監査人の監査に付することに相当の理由があると監査委員が認めた場合に、その旨を当該地方公共団体の長に通知するものとされている。

本件請求は、上述のとおり、住民監査請求としての要件を満たさず、適法な請求としては受理できないものであるため、外部の監査人の監査に付することについての理由を検討するまでもなく、その必要は認められないものとなる。

よって、本件請求については、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求としての要件を欠くため、その請求を却下することとする。